

# 総合型実務修習のイメージ

## 意 義

法曹に対するニーズが多様化  
 法曹を志す者は、法曹養成の課程で、共通して必要な基本的能力と自ら活動する領域の専門的能力を養成  
 基本を養成する分野別実務修習とともに、自ら主体的に内容を選択、設計する課程を設けることが有益



## 基本方針と構成

分野別実務修習の深化と補完



特定事件等をフォロー

更に深めたい分野（民事裁判，刑事裁判，検察，弁護）の追加的修習

多様なニーズへの対応（分野別実務修習では体験できなかった領域の修習）



倒産，労働，涉外，知的財産，企業法務，少年事件等の領域の弁護修習

民事執行，行政，倒産，知的財産，刑事の財政経済事件等の領域の裁判修習

民間企業の法務部，地方自治体の法務関係部門等（法曹の活動と密接な関係のある領域）



## 具体的な立案方法

司法修習生が、修習実績や興味関心に応じ、上記のようなメニューから選択したり、自ら交渉するなどして修習プランを立案

期間を限定して分野別実務修習の修習地を離れることも許容



## 運 営 方 法

修習内容についてのレポートを提出

自己評価を含めた報告書（計画どおり実施されたか、成果が上がったかについて記載）の提出